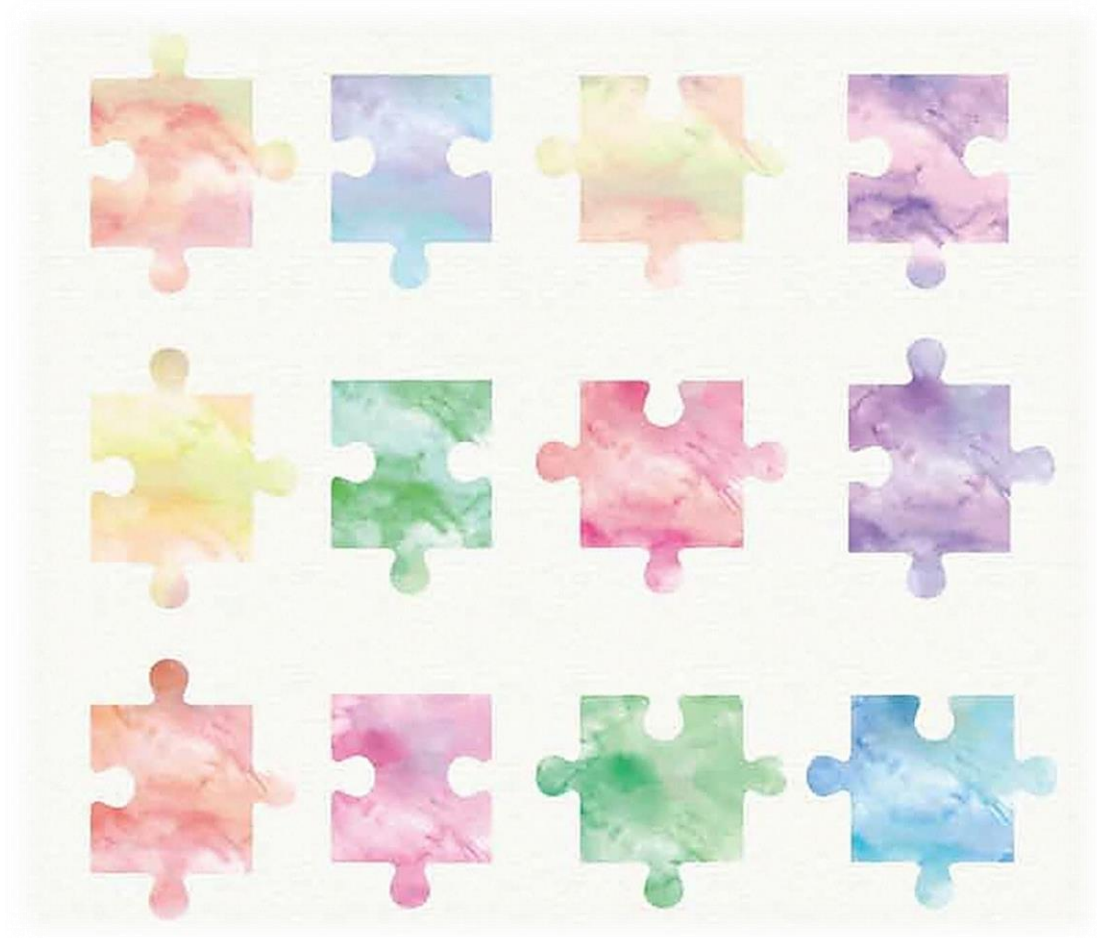


男女共同参画の推進に関する年次報告書

＜令和3年度推進施策の実施状況＞



はじめに

射水市では、射水市男女共同参画推進条例第13条に基づき、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を公表することとしています。

本書では、「第2次射水市男女共同参画基本計画」に基づく令和3年度の取組や、指標・目標値の達成状況等を取りまとめました。

この報告書を通じて、市民の皆様に男女共同参画の現状や取組について理解を深めていただくとともに、女性も男性も全ての個人が、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現につなげていくことを目指しています。

目 次

第1章 射水市における男女共同参画の推進状況

1 射水市男女共同参画推進条例	1
2 第2次射水市男女共同参画基本計画	2
3 女性の公職参加状況	3
(1) 審議会等における女性委員の登用状況	
(2) 行政委員会における女性委員の登用状況	
(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況	
(4) 市役所における女性管理職の登用状況	

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	5
1 男女共同参画の理解と意識形成	
2 男女の人権の尊重	
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	14
1 女性が活躍できる社会の環境づくり	
2 地域社会における男女共同参画の推進	
3 雇用や就労における男女平等の推進	
基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備	24
1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	
2 家庭生活と社会活動の両立支援	
3 生涯を通じた健康づくり	
第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧	42

参 考 資 料

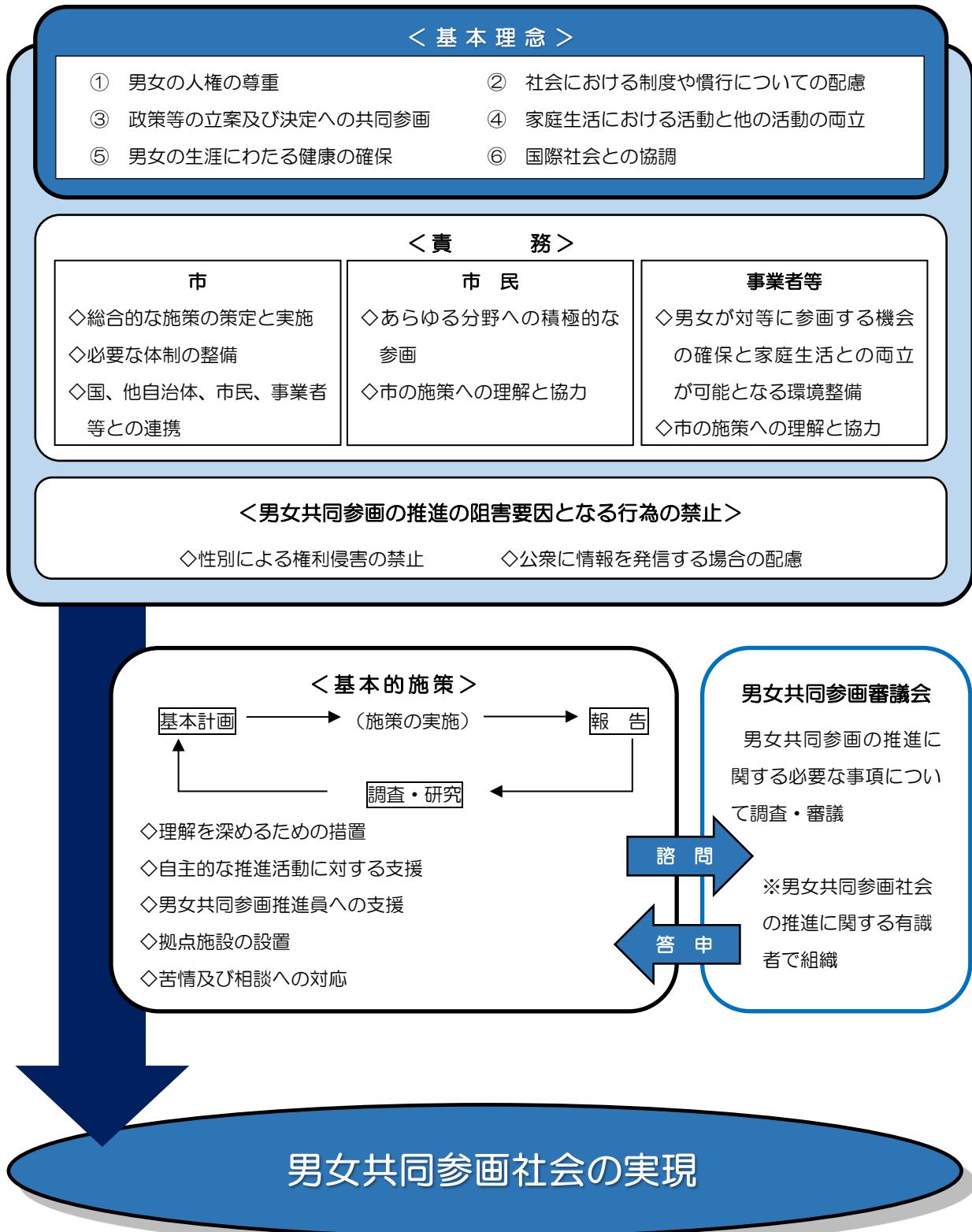
射水市男女共同参画推進条例	44
射水市男女共同参画審議会運営要綱	48
射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	49

1 射水市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定める「射水市男女共同参画推進条例」を平成18年12月に公布しました。(平成19年4月1日施行)

<条例の概要>

※前文省略



2 第2次射水市男女共同参画基本計画

少子高齢化が進行し、人口減少が本格化する中、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、社会の多様化と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

国においては、女性があらゆる分野で活躍できるよう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた組織は新たなステージに入りました。こうした状況の変化に的確に対応するため、従来の計画を見直し、平成29年3月に「第2次射水市男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和3年度には、策定から5年経過したことを受け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV防止法」）に基づく市町村計画を一体的に策定するとともに、計画の内容を見直し、令和4年3月に「第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定しました。

<計画の体系>



※1「DV防止法」に定める市町村計画

※2「女性活躍推進法」に定める推進計画

3 女性の公職参加状況

女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして活躍できる社会を築くため、本市では政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性委員の登用や、女性の人材発掘に努めています。

(1) 審議会等における女性委員の登用状況

(単位：人、%)

審議会等設置根拠区分	欄	審議会等 数	うち、女性 委員がいる 審議会等数	総委員数	うち、 女性委員数	女性委員 の割合
1 法律に基づいて設置されている審議会等	a	14	13	215	48	22.3
2 条例に基づいて設置されている審議会等	b	19	18	193	65	33.7
地方自治法202条の3（附属機関） 小計（= a + b）	c	33	31	408	113	27.7
3 その他要綱に基づいて設置されている審議会等	d	27	25	341	100	29.3
計（= c + d）		60	56	749	213	28.4

(令和4年3月31日現在)

(2) 行政委員会における女性委員の登用状況（地方自治法180条の5に基づく委員会等）

(単位：人、%)

	名 称	委員数	うち女性委員数	女性委員の割合
1	教育委員会	5	3	60.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	公平委員会	3	1	33.3
4	監査委員	3	0	0.0
5	農業委員会	25	2	8.0
6	固定資産評価審査委員会	5	0	0.0

(令和4年3月31日現在)

(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況

(単位：人、%)

	委員・相談員名	総数	うち女性数	女性委員の割合
1	社会教育委員	10	6	60.0
2	民生委員・児童委員	221	119	53.8
3	身体障害者相談員（県委嘱含む）	21	9	42.9
4	母子・父子自立支援員	2	2	100.0
5	知的障害者相談員（県委嘱）	6	5	83.3

(令和4年3月31日現在)

(4) 市役所における女性管理職の登用状況

(単位:人、%)

区 分	職 員 数	う ち 女 性 管理職総数	女性比率	うち一般行政職		
				管 理 職 総 数	うち女性管理職	女性比率
管理職総数	1 2 3	3 4	2 7 . 6	6 3	8	1 2 . 7
うち病院	3 1	1 4	4 5 . 2	3	2	6 6 . 7
うち消防	1 4	0	0 . 0	0	0	0 . 0
部局長相当職数	2 8	4	1 4 . 3	9	1	1 1 . 1
うち病院	1 8	3	1 6 . 7	1	0	0 . 0
うち消防	1	0	0 . 0	0	0	0 . 0
次長相当職数	1 7	2	1 1 . 8	1 4	1	7 . 1
うち病院	2	2	1 0 0 . 0	1	1	1 0 0 . 0
うち消防	1	0	0 . 0	0	0	0 . 0
課長相当職数	7 8	2 8	3 5 . 9	4 0	6	1 5 . 0
うち病院	1 1	9	8 1 . 8	1	1	1 0 0 . 0
うち消防	1 2	0	0 . 0	0	0	0 . 0
職務上の地位別職員在職						
課長補佐相当職数	6 7	1 3	1 9 . 4	4 4	7	1 5 . 9
うち病院	8	4	5 0 . 0	2	0	0 . 0
うち消防	8	0	0 . 0	0	0	0 . 0
係長相当職数	2 2 1	1 2 4	5 6 . 1	1 0 2	3 8	3 7 . 3
うち病院	5 8	5 4	9 3 . 1	3	0	0 . 0
うち消防	2 3	0	0 . 0	1	0	0 . 0

(令和4年4月1日現在)

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上の職を指します。いわゆる「管理的業務」を行う職であっても、課長補佐級、係長級の者は除きます。

※「一般行政職」とは、研究職、医師職、医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等の専門職以外の職員を指します。

<参 考>

市議会への女性の参画状況

項 目	定数 (名)	現在の議員数 (名)	うち女性議員数 (名)	女性議員の割合 (%)
市 議 会 議 員	2 2	2 2	0	0 . 0

(令和4年3月31日現在)

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画の理解と意識形成

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を図ります。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
I-1-(1)-① 広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、条例や計画の広報・啓発を図ります。	市民活躍・文化課 (未来創造課)	□ 多様な媒体を活用した男女共同参画に関する広報の実施 ・ ホームページに条例・計画・各種相談窓口等を掲載した。	—
I-1-(1)-② 男女共同参画の意識を高めるための講演会、出前講座の充実を図ります。	市民活躍・文化課	□ 男女共同参画巡回講座の開催 条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共同参画についての説明と、男女共同参画推進委員による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いての講座の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発を行った。 令和3年 6月13日(日) 新湊コミュニティセンター 令和3年 8月 1日(日) 二口コミュニティセンター 令和3年10月26日(火) 黒河コミュニティセンター 令和3年11月28日(日) 新湊コミュニティセンター 令和3年12月11日(土) 下村コミュニティセンター 令和3年12月16日(土) 放生津コミュニティセンター 令和3年12月18日(土) 大島コミュニティセンター 参加人数：243人 □ 子育てフェスティバル in いみず 救急薬品市民交流プラザにて、「おさかなシューター」「かもめ風車」「ストローライダー」の親子工作ワークショップを開催した。 日時：令和3年11月28日(日) □ オレンジキャンペーン in 射水～がんばる女性をみんなで応援～ 射水市と富山県立大学、アランマーレが連携し、国際女性デー(3月8日)に合わせ、射水市で頑張る女性を応援するキャンペーンを開催した。(令和4年3月1日～3月12日) キャンペーン期間中には、男女共同参画推進委員と啓発チラシなどを配布した。また、男女共同参画推進委員会が作成した男女共同参画かるたの紹介及び展示を行った。 日時：令和4年3月5日(土) 場所：アルビス小杉総合体育センター	300 — —

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
I-1-(1)-③ 男女共同参画週間における啓発活動を図ります。	市民活躍・文化課	☐ 男女共同参画週間（毎年6月23日から同月29日までの1週間）の活用 - 市庁舎1階エントランスホールにおいて企画展示を実施した。 内容：男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの説明等 - 男女共同参画推進委員会があいの風とやま鉄道小杉駅前及び越中大门駅前で、男女共同参画推進委員会と啓発チラシを配布した。 日時：令和3年6月24日（木）午前7時30分 - あいの風とやま鉄道駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。 期間：令和3年6月1日（火）から同月29日（火）まで	36
I-1-(1)-④ 性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意思決定や責任を担う意識啓発を図ります。	市民活躍・文化課 人事課	☐ 男女共同参画巡回講座の開催 - 条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共同参画についての説明と、男女共同参画推進委員による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いての講座の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発を行った。 再掲 I-1-(1)-② ☐ 射水市職員旧姓使用取扱要綱（平成19年4月1日施行）の普及 - 職員の旧姓使用について、範囲、手続等を規定した要綱を策定し、運用している。	(300) —
I-1-(1)-⑤ 国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。	市民活躍・文化課	☐ 各種制度や情報の提供 内閣府男女共同参画局、富山県女性活躍推進課、富山県民共生センター「サンフォルテ」、富山労働局雇用均等室など、国・県等の関係機関のリンクを設定した。	—
I-1-(1)-⑥ 定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。	市民活躍・文化課	☐ 男女共同参画社会に対する市民意識の調査 男女共同参画基本計画の改定や関係施策の資料とするため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を行っている。 - 直近の調査期間：令和2年8月27日～9月23日 - 対象：射水市に居住する18歳以上の住民合計2,000人 - 回収：841人（回収率42.1%）	—

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画の理解と意識形成

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。あわせて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学習活動を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅰ－１－(2)－① 学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。	学校教育課	☐ 人権教育の推進 ・各学校の教育計画に人権教育を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進した。	－
	市民活躍・文化課	☐ 人権教育に関する研修会に参加 ・教師の人権意識を高めるために、県教育委員会作成の「人権教育推進のために」（人権意識チェック表）等を活用して日頃の指導を振り返り、理解を深めた。特に、言語環境に関しては、人間関係の基盤であることを教師自身が意識し、望ましい言語活動に心掛けた。	－
Ⅰ－１－(2)－② 男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	学校教育課	☐ 家庭科教育の充実 ・小中学校において、男女共修で技術分野と家庭分野の学習も履修することで、互いに支え合って生きることや、将来、家族の一員として役割を果たしながら家庭を築くことの大切さを学んだ。	－
		☐ 社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業（職場体験活動）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1校、76名の実施となった。	－
Ⅰ－１－(2)－③ 幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。	学校教育課 子育て支援課	☐ 混合名簿の活用 ・男女共同参画の趣旨を踏まえ、各学校の実情に応じて工夫しながら活用を図っている。 小学校 15校／15校 中学校 6校／6校（卒業式生徒名簿で活用） 幼稚園 1園／1園 保育園 20園／20園 認定こども園 8園／8園	－

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費																					
I－1－(2)－④ 幼稚園、保育園、学校関係職員の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。	学校教育課	☐ 人権に関する研修 ・教師の人権意識を高めるために、県教育委員会作成の「人権教育推進のために」（人権意識チェック表）等を活用して日頃の指導を振り返り、理解を深めた。 再掲 I－1－(2)－①	－																					
I－1－(2)－⑤ 家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。	子育て支援課	☐ とやま子育て応援団 ・「とやま家族ふれあいウィーク」（毎月第3日曜日）から始まる1週間）の期間中を中心に、18歳未満（高校生含む）の子ども連れの家族が、協賛店を利用した場合に、応援団マークを提示することで協賛店が設定している割引や特典等の各種サービスが受けられる制度について、ガイドブックを配布、ホームページで周知した。	－																					
I－1－(2)－⑥ 家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課	☐ いみず親学びスクール ・家庭教育アドバイザーを中心に家庭教育支援に携わる方及び主に小・中学校の保護者を対象とした。 ・開催回数：4回 参加人数：延べ59人 うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため体験キットの配付のみ ☐ じいちゃんばあちゃんの孫育て談義 ・出前講座メニューとして追加 ☐ ライフステージに応じた課題別子育て講座 ・市内小学校で次年度就学予定児の保護者を対象とした。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	102 － －																					
I－1－(2)－⑦ 自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンター活動を充実する上で、各世代の男女が共に企画・立案する学級・講座、サークル活動等を推進します。	生涯学習・スポーツ課	☐ 生涯学習活動の支援 コミュニティセンターにおける学級・講座等（単位：回、人） <table><tr><th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr><tr><td>青少年学級</td><td>87</td><td>2,266</td></tr><tr><td>女性学級</td><td>61</td><td>997</td></tr><tr><td>高齢者学級</td><td>308</td><td>5,552</td></tr><tr><td>乳幼児学級</td><td>23</td><td>246</td></tr><tr><td>生涯学習活動</td><td>248</td><td>7,264</td></tr><tr><td>合計</td><td>727</td><td>16,325</td></tr></table>	内 容	回数	延べ参加人数	青少年学級	87	2,266	女性学級	61	997	高齢者学級	308	5,552	乳幼児学級	23	246	生涯学習活動	248	7,264	合計	727	16,325	6,655
内 容	回数	延べ参加人数																						
青少年学級	87	2,266																						
女性学級	61	997																						
高齢者学級	308	5,552																						
乳幼児学級	23	246																						
生涯学習活動	248	7,264																						
合計	727	16,325																						

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費						
I－１－(2)－⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課 市民活躍・文化課	☐ 生涯学習活動事業 ・コミュニティセンターで実施した。 (単位：回、人) <table><tr><th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr><tr><td>男性料理教室</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ☐ 男女共同参画巡回講座の開催 ・条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共同参画についての説明と、男女共同参画推進委員による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いての講座の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発を行った。 再掲 I－１－(1)－②	内 容	回数	延べ参加人数	男性料理教室	0	0	－ (300)
内 容	回数	延べ参加人数							
男性料理教室	0	0							
I－１－(2)－⑨ 子どもの人権が尊重されるための規範となる「射水市子ども条例」を遵守し、健やかな子どもの成長を育むまちづくりを推進します。	子育て支援課	☐ 射水市子ども条例に基づく、家庭、地域、社会全体の責務の明確化と子どもの幸せと健やかな成長を育むまちづくりの推進 ・子ども施策推進委員会に対し、子どもに関する施策推進計画の進捗状況を報告した。 ・ホームページで子ども条例、子どもに関する施策推進計画の周知を図った。 ・子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、第２次子どもに関する施策推進計画を盛り込んだ、第２期子ども・子育て支援事業計画を継続した。	－						

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

2 男女の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の観点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
I-2-(1)-① 市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。	市民活躍・文化課	□ 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を庁内で共有し、性別による固定的な役割分担等、適切な表現となるよう配慮に努めている。	—
I-2-(1)-② 情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。	学校教育課	□ メディア・リテラシーの指導 男女共同参画の視点で、メディアからの情報を正しく選択し、読み解く能力の育成について、市内全小中学校では、発達段階に応じて、情報や情報手段を適切に活用できるように年間指導計画を作成して情報モラルの指導に当たり、有害情報を識別、選択、判断できるよう指導に努めた。	—
I-2-(1)-③ 有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。	学校教育課	□ 青少年の健全育成の視点での、性の商品化、暴力を助長する有害図書等の追放運動 ・県主体で行っている有害環境調査に協力し、有害図書等の撤去などを関係方面に働きかけた。	—
I-2-(1)-④ 有害広告物の撤去を図ります。	都市計画課	□ 青少年の健全育成の視点で、性の商品化、暴力を助長する違法広告物等の撤去、市内巡視の実施 ・実施回数 9回（毎月3日間） ・対象施設 国道2路線、県道17路線、市道21路線	—

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

2 男女の人権の尊重

(2) 男女間における暴力の防止

暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であることから、各種相談窓口の連携・協力を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費
Ⅰ－２－(2)－① 配偶者等に対する暴力 （ドメスティック・パ イオレンス）は犯罪で あるという認識を深め るための啓発を図りま す。	市民活躍・ 文化課	□ 配偶者等に対する暴力（ドメスティック・パイオレンス）防止に ついでの啓発 ・市役所、各地区センターにポスターを掲示したほか、県作成の相 談窓口等を掲載したチラシ等を配布した。	－
Ⅰ－２－(2)－② 「女性に対する暴力を なくす運動」や「人権週 間」を通じて、暴力根絶 に向けて効果的な広 報・啓発を図ります。	市民活躍・ 文化課	□ 配偶者等に対する暴力の防止 再掲 Ⅰ－２－(2)－① □ 女性に対する暴力をなくす運動（毎年１１月１２日から同月２５ 日）の実施 ・市内商業施設２か所で男女共同参画推進委員が啓発チラシや啓発 物品を配布した。 実施日：令和３年１１月２１日（日） ・男女共同参画推進委員会があいの風とやま鉄道小杉駅前（北口） 広告塔に啓発用看板を設置した。 期 間：令和３年１１月１日（月）～同月２５日（木） □ 人権週間（毎年１２月４日から同月１０日までの１週間）の実施 ・市内２か所で人権擁護委員及び法務局、市職員で啓発物品を配 布した。 実施日：令和３年１２月１０日（金） ・あいの風とやま鉄道小杉駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設 置した。 期 間：令和３年１１月２６日（金）～１２月１０日（金）	－ － 36
Ⅰ－２－(2)－③ 「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する基本計画」 （県計画）に基づき、県 の女性相談センターを はじめ、関係機関との 連携強化を図ります。	市民活躍・ 文化課 子育て支援課	□ 県主催研修会への参加 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する庁内体制の 整備を目的とした県主催の研修会へ参加した。 □ 女性相談員による女性相談の実施 ・奇数月２回、偶数月１回、年間１８回実施 （相談件数延べ５１件、ＤＶに関する相談実人数１１人） □ 配偶者等からの暴力（ＤＶ）に関する相談件数 延べ１００件（実相談人数２０人）	－ 581 －

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
I-2-(2)-④ (⑤) セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。	商工企業立地課	☐ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止 ・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、防止対策の有無について市ホームページで公表することでセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図った。 ・令和2年度企業状況調査概要 調査基準日 令和4年1月1日現在 調査依頼事業所数 500事業所 回答事業所数 179事業所	38
	人事課	☐ 射水市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 射水市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(平成17年11月1日施行)を定めている。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」による改正後の労働施策総合推進法が令和2年6月1日から施行され、セクハラ防止対策が強化されたことに伴い、相談窓口やハラスメントへの対応措置について周知及び職員研修を行い、性的差別のない健全な職場環境の確保を図っている。	—
I-2-(2)-⑥ 広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。	関係各課	☐ 各種相談窓口の広報 ・各種相談窓口の情報を広報に掲載(毎月1日発行) 33, 300部発行(令和3年3月発行分) ・ホームページに相談窓口を掲載	—
		☐ 無料法律相談(毎月第4木曜日) ・会場：射水市役所本庁舎 ・相談件数：68件	1,160
		☐ 人権相談 ・市内5か所：毎月1回、人権擁護委員11人 ・全国一斉特設人権相談所の開設(6月1日)	11
		☐ 子どもの悩み総合相談 ・会場：射水市子ども子育て総合支援センター ・相談日：月～金曜日(午前9時～午後5時) ・相談件数：427件	2,581
		☐ ほっとスマイル子ども相談 ・会場：子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」 ・相談日：第1水曜日(午後2時～午後5時) 第2月曜日、第3・4・5水曜日(午後3時～午後4時30分) ・相談件数：59件	3,956
		☐ 女性のための無料相談 再掲 I-2-(2)-③	(581)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(1) 事業所等の取組への支援

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－1－(1) 従業員数300人以下の事業所に対し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。	商工企業立地課	☐ 一般事業主行動計画策定に向けた啓発 ・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、一般事業主行動計画の策定状況を公表することで計画策定に向けた啓発を図った。 再掲 I－2－(2)－④ (⑤)	(38)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(2) 行政における女性の人材育成と登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図ります。

（単位：千円）

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－１－(2)－① 市の審議会、委員会等の女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。	市民活躍・文化課	☐ 市の政策・方針決定の場へ女性の参画拡大を目指した、数値目標の設定、女性委員の登用推進 ・市の審議会等における女性委員の登用率 28.4% (令和4年3月31日現在) ・審議会等の女性委員の登用状況を調査し、年次報告に掲載 (本編第1章 審議会等における女性委員の登用状況) ☐ 女性人材リストの作成及び活用 ・登録者数 11人 (令和4年3月31日現在)	—
Ⅱ－１－(2)－② 市職員の女性管理職の登用を図ります。	人事課	☐ 管理職への女性職員の登用 ・毎年、人事異動に関する希望調査（課長補佐・副主幹以下）を行い、能力や意欲に見合う適正な人員配置を実施 ・自治大学校へ女性職員を積極的に派遣	—
Ⅱ－１－(2)－③ 市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。	人事課	☐ 職員の能力や意欲を引き出し、高めるような研修の充実 ・階層別研修（新任・中堅・監督者・管理者） 207人 ・専門研修（交渉力向上・リーダー養成・手話等） 369人 ・派遣研修（自治大学校・市町村アカデミー等） 7人 ・自己啓発支援（通信教育等） 7人	3,434
Ⅱ－１－(2)－④ 市職員が多様な職域を経験するような人事管理に努めます。	人事課	☐ 人事異動に関する希望調査の実施 ・ジョブローテーションの促進、適材適所の人員配置に努めた。（職員の能力や意欲を活かし、多様な職域を経験できる人員配置を実施） 再掲 Ⅱ－１－(2)－②	—
Ⅱ－１－(2)－⑤ 社会教育団体の支援と女性リーダーの育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課	☐ 社会教育団体の支援 ・いみず女性ネットワーク活動補助 令和2年9月設立	40

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 女性が活躍できる社会の環境づくり

(3) 多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援資金融資制度等の周知を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－１－(3)－① 再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。	商工企業立地課	□ 情報の収集・提供 ・広報やホームページ等でワークセンター射水の周知と利用促進を図った。	－
Ⅱ－１－(3)－② 就業支援に関する講座等の開催を図ります。	商工企業立地課	□ 就労支援に関する講座等の周知・広報 ・市役所、各地区センターにポスター、チラシを設置し県内で開催されるセミナーについての周知を図った。	－
Ⅱ－１－(3)－③ 女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。	商工企業立地課	□ パートタイム労働法の周知 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、パートタイム従業員の労働条件について公表することで労働条件向上を図った。 再掲 Ⅰ－２－(2)－④ (⑤)	(38)
Ⅱ－１－(3)－④ 起業に関する情報や市の創業者支援資金融資制度の周知を図ります。	商工企業立地課	□ 起業に関する情報提供 ・ホームページに商工会議所、商工会、富山労働局等の関係機関のリンクを設定し、就業・起業に関する情報提供を図った。 ・日本政策金融公庫と連携し、創業パネル展を実施するとともに、商工団体が実施する創業塾の情報発信を市報等で行い、創業の機運醸成を図った。 □ 創業者支援融資制度 ・預託金を支出し、融資制度を実施した。 ・融資件数 4件 24,800千円 □ 創業支援事業補助金 ・市内創業を行う者に対し、創業時に必要な経費を補助した。 ・申請件数 13件 6,289千円	－ 7,000
Ⅱ－１－(3)－⑤ 中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。	商工企業立地課	□ ゆとりライフ互助会 ・市内の中小企業・商店等で働く労働者のために、個々の事業所では十分に行えない共済事業や福利厚生事業の支援や制度の周知を図っている。 ・会員数 797人（令和4年3月31日現在）	－

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－１－(3)－⑥ 短時間正社員制度等の 新しい就業形態につい ての情報の収集や提供 を図ります。	商工企業立 地課	☐ 就業支援に関する情報の収集・提供 ・パンフレット、ポスター等により周知を図った。	—

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、PTA、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(1)－① 自治組織やPTAなど、地域活動におけるリーダーとしての女性の積極的な参画を図ります。	市民活躍・文化課 環境課	☐ 自治会等と連携した実践活動（巡回講座等）の実施 再掲 Ⅰ－1－(1)－② ☐ クリーン作戦（環境美化）等の参加促進 ・みんなできれいにせんまいけ大作戦 ・小杉地区クリーン作戦 ・射水市一斉クリーン大作戦 ・アダプト・プログラムの推進（道路等の清掃：里親制度） 団体数：59団体 会員数：1,669人	— 587
Ⅱ－2－(1)－② ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会 (地域福祉課)	☐ ボランティア活動への参画推進 ・広報誌「福祉いみず」（年4回）やホームページにおいてボランティア情報の提供を図っているほか、射水市ボランティアセンター（社会福祉協議会本所内）で、ボランティア講座や研修会を実施した。 ・市ボランティア連絡協議会登録グループ グループ数：68 会 員 数：1,067人	2,424
Ⅱ－2－(1)－③ NPO法人の設立を支援します。	市民活躍・文化課	☐ まちづくり、地域づくりに主体的に取り組むNPOへの支援 特定非営利活動法人設立支援補助 申請・交付 0件 NPO法人数：36法人（令和4年3月31日現在）	—

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－２－(1)－④ 男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。	市民活躍・文化課	☐ 協働のまちづくり ・27の地域振興会において、地域防災力向上対策や公園の維持管理、敬老会等を実施した。 ・NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性を生かした事業の提案を公募する、公募提案型市民協働事業を実施した。(事業数：4事業) ・地域振興会の自由な発想を生かした事業の提案を募集する、地域提案型市民協働事業を実施した。(事業数：4事業) ☐ 男女共同参画推進委員会への支援 ・男女共同参画推進委員会活動補助(委員数35人、任期2年) ・条例や基本計画の普及啓発、研修会の開催 ・啓発紙「いみずのに拓く」発行(年1回) ・地域啓発事業の開催(巡回講座などの事業で条例の理念や計画の概要の説明)	129,563 300
Ⅱ－２－(1)－⑤ 地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンターの充実を図ります。	市民活躍・文化課 生涯学習・スポーツ課	☐ コミュニティセンター運営及び維持管理(コミュニティセンター27施設) ☐ 生涯学習活動の支援 ・生涯学習活動事業は27地域振興会へ委託 再掲 I－１－(2)－⑦	163,288 (6,655)
Ⅱ－２－(1)－⑥ 市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。	関係各課	☐ 幅広い層の地域活動への参加促進 市が主催する講演会等で必要に応じて託児室を設けるなど、子育て期間中の女性にとっても参加しやすいよう努めている。また、講演会等の開催日や曜日を設定する際には、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう配慮に努めている。	—

(2) 国際理解・国際交流の推進

(単位：千円)

19

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(2)－④ 在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。	生活安全課	☐ 多文化共生によるまちづくりの集い ・地域住民と外国人事業者及び行政による合同パトロールを中心に、地域環境の点検、指導啓発活動を実施し、相互理解を深めた。	－
Ⅱ－2－(2)－⑤ 外国語による公共表示の整備を図ります。	関係各課	☐ 外国語による公共表示 ・射水市公共サインシステム計画策定（平成20年3月） ・外国語による観光案内看板等を設置	－
Ⅱ－2－(2)－⑥ 国際社会の課題や動向の理解を促進します。	未来創造課	☐ 国際理解・交流の促進 ・射水市民国際交流協会と連携し、国際理解講座や語学講座を行った。 再掲 Ⅱ－2－(2)－②	(730)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の推進

(3) 防災における女性の参画拡大

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－2－(3)－① 地域住民による自主防災組織への女性の参画を促し、女性の視点から地域の実情に合った自主防災体制を推進します。	総務課	☐ 自主防災組織の育成 ・ 市政出前講座 実施回数7回 参加人数222人 ・ 自主防災組織リーダー研修、災害気象講演会等（県主催） 実施回数2回 参加人数12人（市で把握している人数） ・ 自主防災組織率 98.6%（令和4年3月31日現在）	—
	消防本部	☐ 女性防火クラブ ・ 一般家庭からの火災を防止するため、女性で組織するクラブ員が、家庭で使用する火気設備器具等の適切な使用方法を知り、防火に関する知識と初期消火の技能などの習得に努め、地域での火災予防思想の普及啓発を図っている。 ・ 市内8地域で結成、会員数106人（令和3年4月1日現在） 自治会自主防災訓練・市総合防災訓練参加、住宅防火対策推進広報、防災施設見学研修、消防出初め式参加等	500
		☐ 女性消防団員（平成21年6月1日～） 31人（令和3年4月1日現在） 広報、防火啓発、応急手当の普及・指導 消防出初め式、高齢者宅等訪問、射水市総合防災訓練参加等	60,512
	市民活躍・文化課	☐ 男女共同参画推進委員対象研修会 日時：令和3年8月5日（木）午後7時～ 内容：男女共同参画の視点をもって射水市の地域防災力をUPしよう	—
Ⅱ－2－(3)－② 女性消防吏員の増員を図り、防災の現場における女性の参画拡大を目指します。	消防本部	☐ 女性消防吏員 2人（令和3年4月1日現在） 火災・救急・救助出動、広報、防火啓発、応急手当の普及・指導 消防出初め式、高齢者宅等訪問、射水市総合防災訓練参加等	—

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

3 雇用や就労における男女平等の推進

(1) 雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－3－(1)－① 国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。	商工企業立地課	□ 関係機関との連携 ・ハローワーク、富山労働局、富山県、商工会議所、商工会と連携し、就業・研修等の情報の収集と提供を図った。 ・射水市雇用対策推進協議会においてインターネット企業ガイド、合同企業説明会及び学生企業訪問支援事業（いみず企業見学バスツアー）を実施した。	529
Ⅱ－3－(1)－② 男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。	商工企業立地課	□ 男女雇用機会均等法の周知、理解への取組 パンフレット、ポスター等により周知を図った。	—
Ⅱ－3－(1)－③ 市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。	人事課	□ 市役所における仕事と育児の両立に向けた職員プログラムの推進 ・子育てに関する休暇制度や給付手続き等をまとめた子育てハンドブックを周知するとともに、子が生まれた男性職員に対しては、子育て職員面談シートを活用して、所属長との面談を実施している。 ・男性職員の子育て目的の休暇取得率 83.3% ・男性職員の子育て目的の休暇の5日以上取得率 27.8% ・育児休業取得率 男性 33.3% 女性 100% ※ 子育て目的の休暇：「配偶者の出産休暇（特別休暇・2日間）」及び「男性職員の育児参画休暇（特別休暇・5日間）」のこと。	—
Ⅱ－3－(1)－④ 県の男女共同参画チーフ・オフィサー制度の普及啓発を図ります。	市民活躍・文化課	□ チーフ・オフィサー設置事業の普及啓発 男女共同参画巡回講座等を通じて、県制度の普及啓発を図った。	—

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

3 雇用や就労における男女平等の推進

(2) 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅱ－3－(2)－① 家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。	農林水産課	☐ 家族経営協定の普及啓発 家族経営協定は、家族経営に関わる経営主や配偶者・後継者が意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、十分な話し合いにより取り決めるものであり、今後もその普及啓発を図っていく。 ・家族経営協定締結数：1件（締結累計：7件）	－
Ⅱ－3－(2)－② 農村女性グループ育成支援を図ります。	農林水産課	☐ 農村女性グループへの支援 農村女性グループが実施する野菜や加工品等の生産・販売（農産物直売所、イベント）に関する活動費等の支援を図っている。	150
Ⅱ－3－(2)－③ 農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。	農林水産課 農業委員会事務局	☐ 女性の農業経営への参画 市担い手連絡協議会では、地域営農の生産を担う農業者（女性含む）の育成を図るため、情報の交換や研修会等の自主的活動を通じて農業振興に取り組んでいる。 ・会員数：62人（うち、女性6人） ☐ 農業者年金加入促進 認定農業者、担い手連絡協議会等の研修会を通じて、農業者年金の趣旨、制度広報を図っている。 （農業委員会・農業協同組合と市との連携による加入推進を実施） ・農業者年金加入推進者 10人（うち、女性1人）	270 －

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

(1) 偏った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に発揮したい女性の活躍を促します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅲ－１－(1)－① 男女が共に育児・介護 休暇の取得と職場復帰 しやすい環境整備を図 るため、育児・介護休業 法の周知に努めるとと もに、理解と法の遵守 を求めています。	商工企業立 地課	□ 育児・介護休業法の周知、理解への取組 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取 得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	(38)
Ⅲ－１－(1)－② 男女が仕事と家庭の両 立ができるよう、労働 時間の短縮等、労働基 準法の周知に努めると ともに、理解と法の遵 守を求めています。	人事課 商工企業立 地課	□ 市の取組 ・有給休暇取得率 42.1% (令和3年実績) ・子の看護休暇の対象範囲を拡大し、「家族の看護休暇」として見 直しを行った。(令和3年1月) ・出生サポート休暇の新設 (令和4年1月) □ 労働時間短縮等の周知、理解への取組 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、労働時間削減につい ての取組状況を公表することで労働時間短縮等の啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	— (38)
Ⅲ－１－(1)－③ 育児・介護休暇制度の 周知と両立支援に関す る広報啓発を図りま す。	商工企業立 地課	□ 育児・介護休暇制度の周知等 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得 状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	(38)

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

(2) 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることができるよう啓発していきます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅲ－１－(2)－① 子育てや親の介護など 個人の置かれた状況に 応じて、多様で柔軟な 働き方が選択できる社 会を求めています。	商工企業立 地課	□ 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	－
Ⅲ－１－(2)－② 健康で豊かな生活のた めの時間が確保できる よう、働き方の見直し を促します。	商工企業立 地課	□ 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	－

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(1) 子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスや地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅲ－２－(1)－① 延長保育や一時預かり等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。	子育て支援課	□ 延長保育	—
		・ 1 時間（午後 7 時まで）	公立 10 / 11 園 私立 2 / 9 園 認定こども園 3 / 8 園
		・ 2 時間（午後 8 時まで）	私立 7 / 9 園 認定こども園 4 / 8 園
		□ 休日保育	—
			私立 5 / 9 園 認定こども園 3 / 8 園
		・ 一時預かり	公立 2 / 11 園 私立 4 / 9 園 認定こども園 2 / 8 園
Ⅲ－２－(1)－② 放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。	子育て支援課	□ 病児・病後児保育	—
			公立 3 / 11 園 私立 8 / 9 園 認定こども園 5 / 8 園
		□ 地域型保育施設	—
		事業所型	2 / 2 園
Ⅲ－２－(1)－② 放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。	子育て支援課	□ ファミリーサポートセンター事業 子育てと仕事の両立を支援するため、協力会員・依頼会員・両方会員に登録し地域の子育て機能を活用した相互援助活動を支援した。 ・ 依頼会員 476 人 ・ 協力会員 203 人 ・ 両方会員 19 人 ・ 活動件数 576 件	3,443
	生涯学習・スポーツ課	□ 幼稚園預かり保育事業 子育て支援として保育時間以外の延長保育を実施した。 公立 2 / 2 園 認定こども園 7 / 7 園	—
	子育て支援課	□ 放課後児童健全育成事業 保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童の放課後対策の実施 ・ 放課後児童クラブ 22 学級で実施した。 ・ 登録児童数 819 人	128,997
	子育て支援課	□ 子育て支援センター、つどいの広場事業 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能を充実させた。 ・ 一般型：公立 1 か所 私立 7 か所 ・ 連携型：私立 1 か所	—

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度　実施概要	事業費
	子育て支援課	☐ 児童館活動（児童館及び児童室（地域振興会）） 年間利用者数　４９，１２４人	－
	生涯学習・スポーツ課	☐ 放課後子ども教室推進事業 市内１５の小学校区において放課後や週末の安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の方々を指導者としてスポーツや伝承遊び等の体験活動や地域の交流活動を推進した。 ・サークル数　３８サークル　　実施回数　３７１回 参加人数　延べ４，８５１人　指導者　延べ１，２１７人 ☐ 土曜学習推進事業 子どもたちが豊かで有意義な土曜日を過ごすことができるよう、地域・学校の参画を得て、土曜日ならではの様々な活動を行った。 ・サークル数　６サークル　　実施回数　５３回 参加人数　延べ５０８人　　指導者　延べ１６１人	6,573 <

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度　実施概要	事業費
	保健センター	☐ 産前・産後サポート事業 母子保健推進員が、健診などの案内を持って妊婦（初産）・６～７か月児を訪問し、母の相談相手となり、家庭内や地域で孤立しないように支援した。 ・訪問人数　延べ　４５８人 ☐ 産後家事サポート事業 生後２か月未満（多胎の場合は６か月未満）の子どもがいる家庭を対象とし、５回(多胎は１５回)を上限に自宅にヘルパーを派遣し、家事宜児支援を行うことで、母体の負担の軽減を図り、産後のうつ予防を図った。 ・利用者数　延べ　　　　３９人	227 159
Ⅲ－２－(1)－⑤ 子育て体験や父親の子育て参加を促すパパ・ママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。	保健センター	☐ もうすぐパパ・ママ教室 妊娠中の両親を対象として、母子保健制度の説明、子育て世代の食事の話、沐浴指導、オムツや着替えの仕方、妊娠擬似体験等を実施した。 ・年１１回開催　参加数１３４組（延べ２６５人）	286
Ⅲ－２－(1)－⑥ 多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。	子育て支援課	☐ 認定こども園の普及推進 私立保育園１園を認定こども園へ移行した。また来年度以降の認定こども園への移行に向け、施設整備の経費補助を行った。	13,099

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(2) 介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費																																	
Ⅲ－２－(2)－① 育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。	商工企業立地課	☐ 育児・介護休業法の周知 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I－２－(2)－④ (⑤)	(38)																																	
Ⅲ－２－(2)－② 在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）の充実を図ります。	地域福祉課	☐ 在宅福祉対策 (単位：人)<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>利用実績</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">ミドルステイ事業</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">寝具丸洗い乾燥サービス事業</td><td>延べ77</td></tr><tr><td colspan="2">おむつ支給事業</td><td>734</td></tr><tr><td colspan="2">在宅要介護高齢者福祉金支給事業</td><td>430</td></tr><tr><td colspan="2">家族介護慰労事業</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">緊急通報装置設置事業</td><td>125</td></tr><tr><td>外出支援</td><td>高齢者等車いす対応タクシー券</td><td>310</td></tr><tr><td>サービス事業</td><td>移送サービス</td><td>延べ1,114</td></tr><tr><td colspan="2">在宅福祉介護手当</td><td>428</td></tr><tr><td colspan="2">高齢者住宅改善支援事業</td><td>4</td></tr></tbody></table> ☐ 配食みまもりサービス事業 ・利用者数 65人	項 目		利用実績	ミドルステイ事業		0	寝具丸洗い乾燥サービス事業		延べ77	おむつ支給事業		734	在宅要介護高齢者福祉金支給事業		430	家族介護慰労事業		0	緊急通報装置設置事業		125	外出支援	高齢者等車いす対応タクシー券	310	サービス事業	移送サービス	延べ1,114	在宅福祉介護手当		428	高齢者住宅改善支援事業		4	0 438 25,776 15,140 0 4,988 3,373 6,978 7,398 639 566
項 目		利用実績																																		
ミドルステイ事業		0																																		
寝具丸洗い乾燥サービス事業		延べ77																																		
おむつ支給事業		734																																		
在宅要介護高齢者福祉金支給事業		430																																		
家族介護慰労事業		0																																		
緊急通報装置設置事業		125																																		
外出支援	高齢者等車いす対応タクシー券	310																																		
サービス事業	移送サービス	延べ1,114																																		
在宅福祉介護手当		428																																		
高齢者住宅改善支援事業		4																																		

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費										
Ⅲ－２－(2)－③ 高齢者の総合相談支援 や地域の関係機関との 連携による包括的・継 続的なケア体制を推進 します。	地域福祉課	☐ 地域包括支援センター（委託5か所） 介護予防の拠点として、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護 等の支援を図った。	104,888										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th><th>設 置 場 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 湊 西 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内</td></tr> <tr> <td>新 湊 東 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内</td></tr> <tr> <td>小 杉 ・ 下 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「大江苑」内</td></tr> <tr> <td>小 杉 南 地 域</td><td>特別養護老人ホーム「太閤の杜」内</td></tr> <tr> <td>大門・大島地域</td><td>特別養護老人ホーム「こぶし園」内</td></tr> </tbody> </table> ・相談件数 10,983件 うち 介護認定申請・サービス利用に関すること 2,433件 虐待に関すること 76件 成年後見・権利擁護に関すること 84件 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ・介護予防事業（介護予防きときと倶楽部） 地域において介護予防の知識普及を図った。 実施箇所3箇所、延べ12回、延べ169人	地 区 名	設 置 場 所	新 湊 西 地 域	特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内	新 湊 東 地 域	特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内	小 杉 ・ 下 地 域	特別養護老人ホーム「大江苑」内	小 杉 南 地 域	特別養護老人ホーム「太閤の杜」内	大門・大島地域
地 区 名	設 置 場 所												
新 湊 西 地 域	特別養護老人ホーム「射水万葉苑」内												
新 湊 東 地 域	特別養護老人ホーム「七美ことぶき苑」内												
小 杉 ・ 下 地 域	特別養護老人ホーム「大江苑」内												
小 杉 南 地 域	特別養護老人ホーム「太閤の杜」内												
大門・大島地域	特別養護老人ホーム「こぶし園」内												
Ⅲ－２－(2)－④ 地域包括支援センター の機能強化と地域包括 ケアシステムの取組を 推進します。	地域福祉課	☐ 地域包括支援センター機能強化 体制強化職員の加配、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネー ターの配置等人員体制の強化を図るとともに職員の資質向上に向け た研修会を行っている。	(104,888)										
		☐ 地域支え合いネットワーク事業 高齢になっても支援が必要な状態となっても安心して住み慣れた地 域で生活できるよう、地域での支え合い体制を構築する。 ・支え合い事業実施地域 26地域	22,028										

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

2 家庭生活と社会活動の両立支援

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅲ－２－(3)－① ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるように、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	☐ 母子・父子自立支援員の配置 2人 母子家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行うとともに職業能力の向上や求職活動に関する支援を実施した。 ・相談件数 母子相談 延べ1,498件 父子相談 延べ 44件 その他 223件	5,600
		☐ 母子家庭等自立支援給付事業 母子家庭等の母の経済的な自立に効果的な資格取得期間中の安定した就業環境の提供、就業機会創出等を支援した。 ・高等職業訓練促進給付金支給者 6人 ・高等職業訓練修了支援給付金支給者 2人 ・自立支援教育訓練給付金支給者 1人	8,015
Ⅲ－２－(3)－② 経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。	子育て支援課	☐ 児童扶養手当の支給 離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父又は母が身体などに重度の障がいがある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給した。 ・受給者数 475人（令和4年3月支給時）	217,311
		☐ ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の母又は父と養育者の児童に対し、保険適用となる医療費の自己負担分を助成することで、ひとり親家庭等の健康の向上と生活の安定を図った。 ・助成件数 15,632件	44,330
		☐ 母子家庭等小口資金貸付金（12万円限度/年） 貸付者数 0人	—
	学校教育課	☐ 射水市母子寡婦福祉連合会補助 会員数 71人	250
	学校教育課	☐ 要保護・準要保護児童就学の援助 経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、給食費等を助成した。 ・小学校 就学援助者数（477人） ・中学校 就学援助者数（265人）	58,342

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、全ての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費														
Ⅲ－3－(1)－① 健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」の放映など、健康づくりの啓発・推進を図ります。	保健センター	☐ 第2次健康増進プランの推進 市民一人ひとりが自ら健康な生活に取り組めるよう、8つの行動目標「Let's トライ！IMIZUSHI 健康8」を掲げ、健康づくりを支援する。	2,184														
		☐ 健康づくりの啓発・推進 ・健康づくり事業功労者表彰 4人 ・「ぱくぱくクッキング」をケーブルテレビで放映 4回（ライフステージに応じた食育） ・「IMIZUSHI 健康8劇場」をケーブルテレビで放映 3回（運動、飲酒、野菜料理） ・健康づくり情報を発信（SNS等）	—														
		☐ 地域啓発活動の推進（健康づくり推進員） ・健康づくり育成事業（単位：回、人）	389														
		<table><tr><th>項 目</th><th>開催回数</th><th>延べ参加者数</th></tr><tr><td>栄養教室</td><td>10</td><td>55</td></tr><tr><td>ヘルスボランティア養成講座</td><td>10</td><td>161</td></tr><tr><td>食生活改善推進員研修会</td><td>9</td><td>388</td></tr><tr><td>ヘルスボランティア研修会</td><td>6</td><td>546</td></tr></table>		項 目	開催回数	延べ参加者数	栄養教室	10	55	ヘルスボランティア養成講座	10	161	食生活改善推進員研修会	9	388	ヘルスボランティア研修会	6
		項 目	開催回数	延べ参加者数													
栄養教室	10	55															
ヘルスボランティア養成講座	10	161															
食生活改善推進員研修会	9	388															
ヘルスボランティア研修会	6	546															
☐ 健康手帳の交付 自らの健康管理と適切な医療を確保するため、健（検）診結果等の記録手帳を交付して健康づくりを推進した。 ・平成29年度からダウンロード方式に変更	—																

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

[illegible]

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費												
Ⅲ－３－(1)－④ 健康的な食生活習慣の確立や生活習慣病予防を重視した健康診査、各種がん検診、健康教室、健康相談の充実を図ります。	保健センター 保険年金課	☐ 健康教育の推進 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>病態別</td><td>6</td><td>1 9</td></tr><tr><td>身体すっきり教室</td><td>1 0</td><td>1 6 9</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 5</td><td>4 8</td></tr></table>	項 目	回数	参加者数	病態別	6	1 9	身体すっきり教室	1 0	1 6 9	その他	1 5	4 8	955
		項 目	回数	参加者数											
		病態別	6	1 9											
		身体すっきり教室	1 0	1 6 9											
		その他	1 5	4 8											
☐ 健康相談の推進 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>総合健康相談（窓口相談等）</td><td>7 2</td><td>9 3</td></tr><tr><td>重点健康相談</td><td>6 6</td><td>5 7 8</td></tr></table>	項 目	回数	参加者数	総合健康相談（窓口相談等）	7 2	9 3	重点健康相談	6 6	5 7 8	261					
項 目	回数	参加者数													
総合健康相談（窓口相談等）	7 2	9 3													
重点健康相談	6 6	5 7 8													
☐ 健康診査の推進 (単位：人) <table><tr><th>項 目</th><th>受診者数</th></tr><tr><td>特定健康診査：40～74 歳</td><td>6, 2 5 2</td></tr><tr><td>後期高齢者の健康診査：75 歳以上</td><td>4, 8 3 6</td></tr><tr><td>一般健康診査：40 歳以上</td><td>1 5</td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検診：40 歳以上</td><td>2 1 1</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60 歳節目年齢女性</td><td>5 0 6</td></tr><tr><td>歯周疾患検診： 40、50、60、70 歳節目年齢者</td><td>3 4 1</td></tr></table>	項 目	受診者数	特定健康診査：40～74 歳	6, 2 5 2	後期高齢者の健康診査：75 歳以上	4, 8 3 6	一般健康診査：40 歳以上	1 5	肝炎ウイルス検診：40 歳以上	2 1 1	骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60 歳節目年齢女性	5 0 6	歯周疾患検診： 40、50、60、70 歳節目年齢者	3 4 1	71, 750
項 目	受診者数														
特定健康診査：40～74 歳	6, 2 5 2														
後期高齢者の健康診査：75 歳以上	4, 8 3 6														
一般健康診査：40 歳以上	1 5														
肝炎ウイルス検診：40 歳以上	2 1 1														
骨粗しょう症検診： 40、45、50、55、60 歳節目年齢女性	5 0 6														
歯周疾患検診： 40、50、60、70 歳節目年齢者	3 4 1														
☐ 訪問指導の推進（40～64 才） 健康診査の要指導や健康問題を抱えた家族等を対象に、保健師・栄養士が訪問指導を行い、健康の保持・増進を図った。 ・要指導者等 9 人	62														

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費																																				
	保健センター	□ がん検診の推進 (単位：％、人) <table><tr><th>項目</th><th>受診率</th><th>受診者数</th><th>受診対象者数</th></tr><tr><td>胃</td><td>30.2 (男 27.8) (女 31.9)</td><td>2,811 (男 1,073) (女 1,738)</td><td>9,317 (男 3,866) (女 5,451)</td></tr><tr><td>大腸</td><td>34.7 (男 31.3) (女 37.2)</td><td>5,934 (男 2,270) (女 3,664)</td><td>17,109 (男 7,255) (女 9,854)</td></tr><tr><td>肺・結核</td><td>26.6 (男 24.9) (女 27.6)</td><td>8,279 (男 3,030) (女 5,249)</td><td>31,166 (男 12,159) (女 19,007)</td></tr><tr><td>子宮</td><td>48.9</td><td>3,462</td><td>7,080</td></tr><tr><td>乳房</td><td>40.4</td><td>2,538</td><td>6,280</td></tr></table> ・前立腺がん検診 518人 ・ヘリカルCT肺がん検診 185人 ※子育て中の母親が子宮がん検診を受診しやすいようママ検診を実施している。(年4回)	項目	受診率	受診者数	受診対象者数	胃	30.2 (男 27.8) (女 31.9)	2,811 (男 1,073) (女 1,738)	9,317 (男 3,866) (女 5,451)	大腸	34.7 (男 31.3) (女 37.2)	5,934 (男 2,270) (女 3,664)	17,109 (男 7,255) (女 9,854)	肺・結核	26.6 (男 24.9) (女 27.6)	8,279 (男 3,030) (女 5,249)	31,166 (男 12,159) (女 19,007)	子宮	48.9	3,462	7,080	乳房	40.4	2,538	6,280	98,303												
項目	受診率	受診者数	受診対象者数																																				
胃	30.2 (男 27.8) (女 31.9)	2,811 (男 1,073) (女 1,738)	9,317 (男 3,866) (女 5,451)																																				
大腸	34.7 (男 31.3) (女 37.2)	5,934 (男 2,270) (女 3,664)	17,109 (男 7,255) (女 9,854)																																				
肺・結核	26.6 (男 24.9) (女 27.6)	8,279 (男 3,030) (女 5,249)	31,166 (男 12,159) (女 19,007)																																				
子宮	48.9	3,462	7,080																																				
乳房	40.4	2,538	6,280																																				
	保健センター 保険年金課	□ こころの健康づくりの推進 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>こころの健康相談</td><td>27</td><td>48</td></tr><tr><td>人材育成（ゲートキーパー養成講座）</td><td>3</td><td>98</td></tr><tr><td>精神保健相談、訪問指導</td><td>—</td><td>延127</td></tr></table> □ 特定保健指導の実施 特定健康診査の結果より保健師・栄養士が保健指導、栄養指導を行った。 (単位：回、人) <table><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>特トク相談会</td><td>8</td><td>29</td></tr><tr><td>身体すっきり教室</td><td>7</td><td>27</td></tr><tr><td>来所相談</td><td>随時</td><td>25</td></tr><tr><td>訪問指導</td><td>随時</td><td>70</td></tr><tr><td>メタボいつでも相談</td><td>随時</td><td>98</td></tr><tr><td>ウエストすっきりプラン</td><td>随時</td><td>23</td></tr><tr><td>オンライン面談</td><td>随時</td><td>1</td></tr></table>	項 目	回数	参加者数	こころの健康相談	27	48	人材育成（ゲートキーパー養成講座）	3	98	精神保健相談、訪問指導	—	延127	項 目	回数	参加者数	特トク相談会	8	29	身体すっきり教室	7	27	来所相談	随時	25	訪問指導	随時	70	メタボいつでも相談	随時	98	ウエストすっきりプラン	随時	23	オンライン面談	随時	1	529 3,127
項 目	回数	参加者数																																					
こころの健康相談	27	48																																					
人材育成（ゲートキーパー養成講座）	3	98																																					
精神保健相談、訪問指導	—	延127																																					
項 目	回数	参加者数																																					
特トク相談会	8	29																																					
身体すっきり教室	7	27																																					
来所相談	随時	25																																					
訪問指導	随時	70																																					
メタボいつでも相談	随時	98																																					
ウエストすっきりプラン	随時	23																																					
オンライン面談	随時	1																																					

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

[illegible]

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(2) 母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

(単位：千円)

[illegible]

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費
Ⅲ－3－(2)－④ 女性のがんの罹患率第1位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。	保健センター	□ がん検診の推進 再掲 Ⅲ－3－(1)－④	(98,303)
Ⅲ－3－(2)－⑤ 女性の抱える悩みに対する相談体制の充実を図ります。	保健センター	□ 相談・支援の実施 子ども子育て総合支援センター内に、母子総合相談室、子ども発達相談室、幼児ことばの教室を開設し、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施した。 再掲 Ⅲ－2－(1)－④	(2,683)

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

3 生涯を通じた健康づくり

(3) 高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられる立場でなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障がいのある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和3年度 実施概要	事業費															
Ⅲ－3－(3)－① 高齢者の健康や介護予防、生きがい対策等の施策を推進します。	保健センター	□ 元気高齢者支援事業 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回 数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者健康教育（きららか射水 100 歳体操・栄養講座含む）</td><td>5 4</td><td>1, 0 6 9</td></tr><tr><td>地域ふれあいサロンへの健康講座</td><td>1 2</td><td>1 9 8</td></tr><tr><td>高齢者健康相談</td><td>2 4 4</td><td>4 1 9</td></tr><tr><td>高齢者訪問指導</td><td>－</td><td>4 0</td></tr></tbody></table>	項 目	回 数	延べ参加人数	高齢者健康教育（きららか射水 100 歳体操・栄養講座含む）	5 4	1, 0 6 9	地域ふれあいサロンへの健康講座	1 2	1 9 8	高齢者健康相談	2 4 4	4 1 9	高齢者訪問指導	－	4 0	－
	項 目	回 数	延べ参加人数															
	高齢者健康教育（きららか射水 100 歳体操・栄養講座含む）	5 4	1, 0 6 9															
	地域ふれあいサロンへの健康講座	1 2	1 9 8															
	高齢者健康相談	2 4 4	4 1 9															
高齢者訪問指導	－	4 0																
地域福祉課	□ 一般介護予防事業 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等を目的に介護予防教室を開催し、介護予防の普及を図った。 (単位：回、人) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護予防きときと倶楽部</td><td>1 2</td><td>1 6 9</td></tr><tr><td>介護予防地域啓発活動</td><td>6 2</td><td>1, 0 7 8</td></tr><tr><td>きららか射水 100 歳体操出前講座</td><td>4</td><td>7 5</td></tr><tr><td>きららか射水 100 歳体操定着支援</td><td colspan="2">1 4 9 グループ 登録者数 2,675 人 実参加者 2,036 人</td></tr></tbody></table> ・ 地域ふれあいサロン運営事業 1 3 4 団体 ・ 地域ふれあい介護予防事業 いきいき長寿館 3 7 回	項 目	回数	延べ参加人数	介護予防きときと倶楽部	1 2	1 6 9	介護予防地域啓発活動	6 2	1, 0 7 8	きららか射水 100 歳体操出前講座	4	7 5	きららか射水 100 歳体操定着支援	1 4 9 グループ 登録者数 2,675 人 実参加者 2,036 人		35,848	
項 目	回数	延べ参加人数																
介護予防きときと倶楽部	1 2	1 6 9																
介護予防地域啓発活動	6 2	1, 0 7 8																
きららか射水 100 歳体操出前講座	4	7 5																
きららか射水 100 歳体操定着支援	1 4 9 グループ 登録者数 2,675 人 実参加者 2,036 人																	
	□ 介護予防人材育成事業 ・ 認知症サポーター養成講座 2 8 回 延べ6 8 8 人	798																
	□ 高齢者生きがい対策事業 ・ 老人クラブ運営補助 単位老人クラブ数 1 4 7 会員 1 1, 5 2 0 人 ・ ふれあい健康農園運営事業 1 8 3 区画 ・ 節目祝事業（100 歳祝 3 6 人）、教養教室等	18,165																

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費										
Ⅲ－３－(3)－② 高齢者の豊かな知識と経験を生かした、ボランティア活動や地域づくり等の社会参加を推進します。	地域福祉課	☐ ボランティアセンターの運営 - ボランティアセンター（運営主体：社会福祉協議会）の事業運営に係る経費の支援 - ボランティアコーディネーター設置事業への支援 ボランティアコーディネーター ３人 ☐ ボランティア団体への支援 - ボランティアセンター（１か所）、ボランティアステーション（１か所）設置 - ボランティア保険の加入等、地域におけるボランティア活動を支援 保険加入者 １，０５９人	13,494 229										
Ⅲ－３－(3)－③ 高齢者の働く喜びと社会参加を促進するシルバー人材センターの活動の支援を図ります。	地域福祉課	☐ 高齢者労働能力活用事業 シルバー人材センター 会 員 数：６４０人 受託事業・派遣事業件数：７，２２３件 就労延べ人数：６５，３８０人	22,472										
Ⅲ－３－(3)－④ 障がいのある人に対する理解の促進と普及啓発を図ります。	社会福祉課	☐ 心のバリアフリー事業 - 封筒点字打刻 ６３，１８６枚 - 障がい者週間作品展覧会の開催 １回 - 障害者就労施設等からの物品等の調達 ２２件 - 小・中学校手話教室の開催 ０回	－										
Ⅲ－３－(3)－⑤ 障がいのある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援や相談体制の充実を図ります。	社会福祉課	☐ 障がい者福祉対策事業 (単位：件、人)<table><tr><th>項 目</th><th>件数（対象人数）</th></tr><tr><td>福祉タクシー等事業</td><td>３１２</td></tr><tr><td>心身障がい児通園通院等介護助成事業</td><td>７６</td></tr><tr><td>おむつ支給事業</td><td>３２６</td></tr><tr><td>住宅改善費助成事業</td><td>４</td></tr></table>	項 目	件数（対象人数）	福祉タクシー等事業	３１２	心身障がい児通園通院等介護助成事業	７６	おむつ支給事業	３２６	住宅改善費助成事業	４	5,677
項 目	件数（対象人数）												
福祉タクシー等事業	３１２												
心身障がい児通園通院等介護助成事業	７６												
おむつ支給事業	３２６												
住宅改善費助成事業	４												

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和３年度 実施概要	事業費
		☐ 地域生活支援事業 ・地域活動支援センター 障がい者の総合相談窓口としての機能のほか、創作的活動又は生産活動の機会の提供を図っている。（あいネットいみず、ふらっと、つどい、むげん） ・障がい者相談支援事業（あいネットいみず） 障がい者の相談に応じ、情報の提供、助言及び福祉サービスの利用支援を図っている。 ・移動支援事業 屋外での移動に困難を伴う障がい者の外出支援を図っている。 延べ１０５件 ・日常生活用具給付事業 延べ２，２１８人 ・市町村社会参加推進事業（奉仕員養成事業） 手話、点訳及び朗読奉仕員の養成研修を行うほか、障がい者の社会参加の促進を図っている。	83,609
		☐ 自立支援給付費 ・介護給付費（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援等） 延べ６５９人 ・上記以外の介護給付費等 延べ９，５７３人	1,903,343
Ⅲ－３－(3)－⑥ 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるように、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります。	社会福祉課 政策推進課	☐ 公共施設等のバリアフリー ・公共施設等のバリアフリー化を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての市民が生活しやすいまちづくりを目指す。 ・視覚障がい者用点字ブロック整備事業 ☐ バリアフリーマスタープランの策定 令和元年度にバリアフリーマスタープラン（計画期間：令和２年度～令和６年度）を策定した。	488 —

第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

課 題	指 標	策定時 (H27 年度)	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
1 男女共同参画の理 解と意識形成	男女の地位の平等感	家庭 31.1% 職場 23.5% 慣習等 9.2%	家庭 34.4% 職場 27.6% 慣習等 10.3% (※ ₁)	家庭 43% 職場 35% 慣習等 21%
	生涯学習講座の年間延べ受講者数	36,765 人	16,325 人 (※ ₂)	43,000 人
	「自分には、よいところがあると思 う」児童・生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 79.0%	小学校 82.1% 中学校 80.8%	100%
2 男女の人権の尊重	DV被害にあった際に相談しなかつ た割合	67.7%	58.2% (※ ₁)	50%
	DV被害にあった際、どこに相談した らよいかわからなかった人の割合	20.6%	26.8% (※ ₁)	0

※₁ 令和3年度は「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施していないため、令和2年度調査時のもの。

※₂ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催回数が減少したことによるもの。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

課 題	指 標	策定時 (H27 年度)	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
1 女性が活躍できる 社会の環境づくり	審議会等における女性委員の登用率	34.1%	28.4%	40.0%
	女性委員のいない審議会等数	1	4	0
	管理職にある職員に占める女性の割 合	20.7%	13.4%	20%
	女性人材リスト登録者数	—	11 人	50 人
2 地域社会における 男女共同参画の推 進	自主防災組織の組織率	98.6%	98.6%	100%
	NPO法人認証数	34 団体	36 団体	45 団体
	福祉ボランティア登録者数	2,000 人	2,126 人	2,140 人
	アダプト・プログラム参加団体数	61 団体	59 団体	70 団体
	女性消防団員数	39 人	31 人	40 人

第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

課 題	指 標	策定時 (H27 年度)	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
3 雇用や就労における男女平等の推進	新規採用職員に占める女性割合	62.0%	58.7%	50.0%
	ゆとりライフ互助会加入者数	862 人	797 人	900 人
	女性の農業経営への参画	15 人	6 人	15 人

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

課 題	指 標	策定時 (H27 年度)	現状値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)
1 仕事と生活の調和 のとれた社会の形成	一般事業主行動計画策定率	—	68.5%	100%
	職員一人あたりの年次休暇取得数	6.4 日	8.4 日	12 日
2 家庭生活と社会活動の両立支援	延長保育、休日保育実施保育園数	延長保育 23 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 10 園
	放課後児童クラブ（学童保育）数	20 クラブ	22 クラブ	24 クラブ
	住民型サービス提供団体数	—	26 団体	27 団体
	父親の育児参加率	88.5%	92.6%	100%
3 生涯を通じた健康づくり	総合型地域スポーツクラブの会員加入率	4.4%	4.5%	5%
	子宮がん、乳がん検診の受診率	乳がん 32.7% 子宮がん 34.3%	乳がん 40.4% 子宮がん 48.9%	乳がん 50% 子宮がん 50%
	健康な高齢者の割合	81.5%	81.3%	78%

■ 射水市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第16条）

第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念（前文及び第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するように努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(自主的な推進活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(報告)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

(男女共同参画推進員)

第14条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

(拠点施設の設置)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

第3章 射水市男女共同参画審議会

(射水市男女共同参画審議会)

第17条 基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第9条の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

■ 射水市男女共同参画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市男女共同参画推進条例（平成18年射水市条例第65号。）第17条に規定する射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮り、会議を非公開にすることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民生活部市民活躍・文化課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

■ 射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 射水市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、射水市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に付すべき事項の調整並びに調査及び検討を図るため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長は、市民生活部次長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集する。

5 幹事会は、必要に応じて、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民活躍・文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第26号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２４日訓令第５号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日訓令第１４号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１０月７日訓令第２６号）

この訓令は、平成２８年１０月１１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第９号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１８日訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

議会事務局長、企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、消防長、会計管理者、監査委員事務局長

別表２（第５条関係）

企画管理部	政策推進課長 人事課長 未来創造課長
財務管理部	総務課長
市民生活部	市民課長 生活安全課長 環境課長
福祉保健部	地域福祉課長 社会福祉課長 保険年金課長 子育て支援課長 保健センター所長
産業経済部	商工企業立地課長 農林水産課長
都市整備部	都市計画課長 道路課長 建築住宅課長
教育委員会	学校教育課長 生涯学習・スポーツ課長

射水市市民生活部市民活躍・文化課
市民活躍推進係

〒939-0294 射水市新開発410番地1

TEL 0766-51-6622

FAX 0766-51-6654

<http://www.city.imizu.toyama.jp/>